

重複・多剤服薬していませんか？

お薬は正しく 服薬しましょう！

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1405）

POINT01

重複服薬・多剤服薬とは？

重複服薬とは、複数の医療機関から同じ
効能の薬が処方され、服薬することです。
多剤服薬とは、必要以上に多くの種類が処
方され、服薬することをいいます。

💊 川俣町では、重複・多剤服薬の保健指導を行っています 💊

01 重複服薬

過去3か月以内に同一薬剤又は同一効能の薬剤を
複数の医療機関から処方されている方

02 多剤服薬

同一月内に15錠以上の処方を3か月以上受けている方

国民健康保険の被保険者の方で、上記①または②に該当する方を対象に、保健師が受診・
服薬状況の確認を行っています。対象者の方は、保健師よりご連絡させていただきます。

💊 重複・多剤服薬を続けると 💊

ポリファーマシーに注意

ポリファーマシーとは、単に服薬する量
が多だけではなく、多くの薬を飲むこと
で副作用を招いたり、きちんと薬が飲めな
くなってしまいう状態になり、身体に悪い影
響を及ぼしてしまっていることをいいます。

医療費負担の増加

複数の薬を服用することで、薬代が高額
になります。



＼ 重複・多剤服薬を見直してみよう！ ／

重複・多剤服薬チェックシート

重複・多剤服薬にならないように、自分の服薬について振り返りましょう

- ☐ CHECK 01 お薬手帳を1冊にまとめましょう
- ☐ CHECK 02 かかりつけ医・かかりつけ薬局（薬剤師）をもちましょう
- ☐ CHECK 03 どのような薬が処方されているのか確認しましょう
- ☐ CHECK 04 むやみに薬を欲しがらないようにしましょう

※注意 処方された薬を急にやめしまうと、身体に負担がかかる場合があります。
自己判断せず、かかりつけ薬局（薬剤師）に相談しましょう。

補助・診断・改修を希望する方へ

10月1日から

問 建設水道課 建設係（内線 1602）

01 空家等除却事業補助金の追加募集を開始します

補助対象となる 空き家等

以下のすべての要件に該当する住宅が対象となります。

1. 居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物（これに附属する使用していない物置及び作業場を含む）
2. 賃貸又は売買目的で所有・管理する建築物ではないこと

補助対象となる工事

補助の対象となる工事は、次に掲げるすべての要件に該当するものとなります。

1. 建設業法等の土木工事、建築工事、解体工事に関する許可を受けた事業者による工事
 2. 交付決定の通知の日以後に事業者と契約及び着手した工事
 3. 同一敷地内及び隣接するとみなされる敷地の補助事業者が所有又は管理している空家等をすべて除却する工事
- ※その他要件があります。

補助額

補助対象空家等の除却に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とします。

補助件数

15件（窓口受付順）

募集件数募集期間

10月1日(水)から12月19日(金)まで

※ただし、令和8年3月末日までに実績報告書を提出できる工事に限ります。

02 木造住宅耐震診断者を派遣します

町内に住宅を所有し耐震診断を希望する方へ、耐震診断者を派遣します。

募集戸数 2戸（窓口受付順）

募集期限 10月31日(金)まで

対象住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で所有者が自ら居住する専用住宅または、併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供するもの）※その他要件あり

個人負担 住宅の規模により、6,000円から9,000円の自己負担があります。
※通常調査には約20万円の費用が掛かりますが、そのほとんどが国県町の負担となります。

成果品 耐震診断結果、補強計画および住宅平面図
※結果によっては、耐震改修補助金制度を利用することができます。

その他 税、その他の使用料等の未納がないこと。

03 ブロック塀等の改修希望者を募集します

町では、一般の方が通行する道路に面し、道路面からの高さが80センチメートルを超えるブロック塀等を撤去（一部撤去も含む）、補強工事、造り替え工事を行う場合にその費用の一部を補助します。

募集件数 5件（窓口受付順）

募集期限 11月28日(金)まで

補助率 補助対象経費の3分の2（補助金上限額10万円/件）

その他 税、その他使用料等の未納がないこと。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造の塀、レンガ造の塀、石造の塀及びその他の組積造の塀（基礎を含む）となります。

※工事着手前に申請が必要になります。